

(略)

東京都監査委員	鈴木	章	浩
同	小山	くに	ひこ
同	茂	垣	之 雄
同	松	本	正 一 郎
同	後	藤	靖 子

令和 5 年 1 2 月 4 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、大田市場設備保守管理委託契約（以下、当契約のうち、契約期間を令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとするものを「本件契約 1」といい、契約期間を令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとするものを「本件契約 2」といい、本件契約 1 と併せて「本件各契約」という。）の受託者である法人 A は、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に定める取締役に関する登記を怠り入札参加資格がなかったなどとして、法人 A が受け取った本件各契約に係る委託料（以下「本件委託料」という。）について不当利得返還請求をすることを求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

本件委託料が法人 A の不当利得に当たるとする請求人の主張の根拠は、「令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日」「登記懈怠期間」「不当利得」との本件請求書の記載からすると、本件契約 1 については、法人 A の代表取締役について登記をすること

を怠った期間が存すること（主張1）、「令和5年4月1日～令和6年3月31日」「入札参加当時」「会社法第332条②違反」「入札参加資格が無い」との本件請求書の記載からすると、本件契約2については、法人Aの代表取締役について登記をすることを怠ったまま入札に参加したため、入札参加資格がなく有効でないこと（主張2）、会社法第915条（変更の登記）、第975条（両罰規定）及び第976条（過料に処すべき行為）により法人Aについて「過料金100万円支払い命令が有った」としていること（主張3）、などであると解される。

#### 1 主張1について

取締役等の株式会社の役員の変更の登記は、登記の事由が発生した時から2週間以内にしなければならず（会社法第915条第1項）、この登記すべき期間の経過後に登記申請した場合、当該期間内の登記申請を怠った取締役等は、裁判所から100万円以下の過料に処される（同法第976条）とされる。そして、役員の任期が満了した後、間を置かずと同じ人が同じ役員に選任された場合にも、任期満了により退任した役員が再び就任するということになり（重任）、役員の登記事項に変更が生じていることから、役員変更の登記を申請する必要があるとされる。

請求人から提出のあった事実証明書（法人Aの履歴事項全部証明書）によれば、法人Aの代表取締役であったXについて「令和4年5月20日重任」「令和5年6月30日登記」との記載が認められ、本件契約1の契約期間である令和4年4月1日から令和5年3月31日までのうち令和4年5月20日から2週間経過した日以降は、Xの重任について会社法に定める登記申請が行われていなかったことがうかがわれ、この点に関しては請求人の主張に沿うものといえることができる。

しかしながら、商業登記は、会社等について、その商号・名称や所在地、役員の氏名等を公示するための制度であって、基本的な情報を登記することによって取引の安全と円滑に資すること、一般公衆その他広く利害関係人に取引上重要な事項を知らしめて不測の損害を防止すること、などを目的とするものであり、会社法の規定に基づき、実体に合った正しい登記がされるべきものであるが、商業登記それ自体は何ら実体的法律要件ではない。したがって、Xの重任について登記申請が行われていなかったとしても、これによって本件契約1がただちに無効となり法人Aについて不当利得が生じているとは解されず、主張1は、本件委託料について法人Aに不当利得が生じていることを具体的かつ客観的に主張・疎明しているものとは言えず、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

## 2 主張2について

法第234条に定める一般競争入札は、広く誰でも入札に参加する機会を与え、できるだけ普通地方公共団体に有利な条件で申込みをした者と契約を締結しようとするものであるところ、契約の相手方となるべき者が当該契約の締結及び履行に必要な能力等を有しなければならないことから、法施行令第167条の4第1項では、普通地方公共団体は、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号(指定暴力団員等)のいずれかに該当する者については、一般競争入札に参加させることができないとされている。また、法施行令第167条の4第2項では、普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が、契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたときなど、同項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができるとされている。なお、法施行令第167条の4の規定は、同施行令第167条の11第1項により、指名競争入札の参加者の資格について準用するとされている。

都の入札に参加するには、競争入札参加資格審査を受けて、競争入札参加有資格者になる必要があるところ、競争入札参加者の資格に関する公示において、一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等を定め、都の競争入札に参加することができない者について、法施行令第167条の4第1項(同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に該当する者及び同施行令第167条の4第2項(同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により都の発注する契約の競争入札に参加できないこととされている者と定めている。

このことについて、予備的調査によれば、都は、法人Aからの申請に基づき、法人Aが上記に定める都の競争入札に参加することができない者に該当しないことを確認し、法人Aから提出された財務諸表と審査事項である年間総売上高等を照合するなどし、令和3年3月24日、適用年月日を同年4月1日とし、有効期限を令和5年3月31日として、法人Aを、競争入札参加有資格者と決定(以下「本件決定」という。)したということである(なお、法人Aは、令和5年3月8日、適用年月日を同年4月1日、有効期限を令和7年3月31日として、引き続き競争入札参加有資格者とされ、令和5年11月20日付けで法人Aの代表者はXからYに変更されてい

る。)。そして、法人Aは、令和4年度に本件契約2に係る競争入札の落札者となり、令和5年4月1日、都は、法人Aと同契約を締結したものである。

以上のとおり、競争入札の参加者の資格を定めた法施行令の規定内容等からすると競争入札参加資格審査が契約における適正な履行確保を目的とするものと解されること、商業登記が会社等の商号・名称や所在地、役員の氏名等を公示するための制度であると解されること、法人Aの履歴事項全部証明書によれば、法人Aの代表者がXからYに変更したのは令和5年6月19日であり、本件契約2に係る競争入札において本件決定に係る代表者はXのまま変更がないことがうかがわれることから、Xの重任について会社法の規定に基づき登記申請が行われていなかったとしても、このことをもって、法人Aが法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者及び同条第2項の規定により都の発注する契約の競争入札に参加できないこととされている者に該当することになるとはいえず、その他、競争入札参加資格の審査手続に違背があったことを裏付ける疎明は見当たらない。したがって、主張2は、本件契約2が競争入札参加資格を有さない者との契約であることを具体的かつ客観的に主張・疎明しているものとは言えず、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

### 3 主張3について

請求人は、裁判所が法人Aに対して、会社法第915条（変更の登記）、第975条（両罰規定）及び第976条（過料に処すべき行為）により100万円（法定の上限額）の過料を科したと主張するようであるが、このことを裏付ける事実の疎明は見当たらない。また、この点を措いても、過料とは行政上の義務違反ではあるが、直接的には社会的法益を侵害し公衆の生活に悪影響をもたらさない軽微な形式的違反行為に対して科されるものであり、仮に過料に処された事実があったとしても、このことをもって、ただちに法人Aが法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者及び同条第2項の規定により都の発注する契約の競争入札に参加できないこととされている者に該当することになるとは解されない。したがって、法人Aが過料に処されたとする請求人の主張は都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

さらに、請求人は、事実証明書として法人Bの履歴事項全部証明書を提出するとともに、法人Aが法人Bであり、法人Aが「替え玉会社で」法人Aが「存在していない」とし、「会社登記簿が公文書偽造であり」「虚偽登記簿で」「東京都の委託契約に重大過失がある」などと記載された書面を提出していることから、本件各契約及び本件委託

料の支出が違法、不当であるとする根拠を法人Aの登記の内容が不実である点に求めていると解する余地がある（なお、予備的調査によれば本件契約1の契約確定日は令和4年4月1日であり、本件請求は当該契約締結日からすでに1年を経過したことが明らかであり、1年を経過したことについての正当な理由についての疎明は見当たらない（法第242条第2項）。）。

しかし、登記の事務は、登記所がつかさどり（商業登記法（昭和38年法律第125号）第1条の3）、登記所における事務は、登記官（登記所に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は地方法務局長が指定する者をいう。）が取り扱うこととされているのであって（同法第4条）、登記の内容の適否は都の財務会計上の事柄とは言えず、法人A及び法人Bの登記の適否に関する主張は都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。